

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367  
〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 派遣切りで企業対応力に限界 天災発生時並みの救済策必要

大卒者の内定取消が、マスコミで大々的にクローズアップされ、大手企業では補償金を支払ったという報道も流れています。インタビュを受けた大学生は、「お金をもらっただけからといって、済む問題じゃありません。気持ちを切り替えて、新しい会社を探だけです」などとコメントしていました。法律的にいうと、内定を取り消す際にも、「労基法第二〇条の解雇予告の規定が適用される」(昭二七・五・二七基監発第一五号)と解されています。来年、四月一日まで三日をはるかに超える期間があるので、予告をすれば足り、賃金の支払い義務は生じません。それでも会社が補償金を支払った

のは、「誠意を示すため」と同時に、世論の風当たりが強い点も考慮した結果でしょう。一方、派遣(請負)切りの方は内定取消を上回る規模で進行しているようです。人材ビジネス会社とメーカーの間では、契約の途中キャンセルをめぐって、さまざま水面下の交渉があったでしょう。しかし、派遣労働者の退職に当たり、破格の優遇措置が講じられたという報道は耳にしません。契約をキャンセルする企業には、世界的にも名の知れた超優良メーカーも含まれています。しかし、グループ内に抱える非正規従業員の数も多数に上るので、世論の批判が厳しいのは承知のうえで、経済原理に従っ

たドライな対応に徹しているようにもみえます。住居と仕事を一挙に失った従業員は、当座の対応に追われています。政府は色々な住宅確保策を模索していますが、今回の「米国発の金融恐慌」には天災に似た面もあるのですから、地震時並に避難住宅を提供する等の工夫があってもいいのではないのでしょうか。

「二〇〇九年問題」が取り沙汰された頃、「これを契機に、人材ビジネス会社の淘汰が進めば、クリーナな業界イメージの確立に役立つ」と指摘する声もありました。しかし、試験の度が過ぎて業界共倒れになっては元も子もなく、政府の強力が有効な対策を願うばかりです。

2009

2

# 高齢雇用継続給付

知って得する



## 賃金実務

高齢者雇用継続給付は、雇用の被保険者が対象になります。週二〇時間以上勤務が被保険者の条件ですから、ほとんどの人は問題ないでしょう。

給付の種類は、次の二種類です。  
① 高齢雇用継続給付金（原則的には、同じ会社に続けて勤務する人が対象）

② 高齢再就職給付金（再就職者が対象。ただし、雇用保険の基本手当の受給が条件）

支給期間は、「六〇歳に達した日の属する月から六五歳に達する日の属する月まで（再就職給付金は、再就職後、基本手当の支給残

高齢者の処遇を考える際、雇用保険の高齢雇用継続給付の利用を検討する必要があります。本人によかれと思って高い給料を設定しても、継続給付が減れば、効果は大きく減殺されます。高齢者に再雇用後の賃金を説明するときも、継続給付がいくらになるか、きちんと説明する知識が求められます。

日数に応じて一年または二年の期限付き）です。

高齢雇用継続給付は、六〇歳

## 再雇用者の賃金補填 低下幅に応じて増額

到達時賃金額（再就職給付金は基本手当日額）の三〇倍（みなし賃金月額といえます）と、再雇用（継続雇用）後の賃金額を基準として計算します。

再雇用後の賃金額が、みなし賃金額の七五%未満に低下したとき

別掲1 支給率の計算式

$$\begin{aligned} & \text{支給率} \\ & \quad \parallel \\ & \quad \frac{183}{280} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{支給対象月の賃金} \\ & \quad + \\ & \quad \frac{137.25}{280} \\ & \quad \times \\ & \quad \text{みなし賃金月額} \end{aligned}$$

継続給付が支給されます。支給額は、再雇用後の賃金額に次の率を乗じて算出します。

① 再雇用後の賃金額が定年時の六%未満のとき：一五%

② 同六一%以上七五%未満のとき：

一五%から一定割合を減じた率  
②の率は、実務的には早見表（別掲2）をみれば一目瞭然です。計算式を知りたいなどという人はまずいでしょうが、一応、参考のために示しておきます（別掲1）。

別掲2 高齢雇用継続給付の支給率および年金停止率の早見表（参考） (%)

賃金割合	雇用支給率	年金支給率	賃金割合	雇用支給率	年金支給率	賃金割合	雇用支給率	年金支給率	賃金割合	雇用支給率	年金支給率
75以上	0.00	0.00	71.00	3.68	1.47	67.00	7.80	3.12	63.00	12.45	4.98
74.50	0.44	0.18	70.50	4.17	1.67	66.50	8.35	3.34	62.50	13.07	5.23
74.00	0.88	0.35	70.00	4.67	1.87	66.00	8.91	3.56	62.00	13.70	5.48
73.50	1.33	0.53	69.50	5.17	2.07	65.50	9.48	3.79	61.50	14.35	5.74
73.00	1.79	0.72	69.00	5.68	2.27	65.00	10.05	4.02	61以下	15.00	6.00
72.50	2.25	0.90	68.50	6.20	2.48	64.50	10.64	4.26			
72.00	2.72	1.09	68.00	6.73	2.69	64.00	11.23	4.49			
71.50	3.20	1.28	67.50	7.26	2.90	63.50	11.84	4.73			